

北海道教育大学不正行為等防止計画推進本部要項

平成28年2月3日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則（平成18年規則第51号）第3条の規定に基づき、北海道教育大学不正行為等防止計画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 各校キャンパス長
- (3) 教職大学院長
- (4) 学校臨床心理専攻長
- (5) 事務局長
- (6) 学術研究推進室において選出された室員 若干人

(業務)

第3条 推進本部は、研究活動に係る次の業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画・立案・実施状況の確認及び報告
- (2) 研究者行動規範の周知
- (3) 研究費の管理・執行等に関するマニュアルの作成及び周知
- (4) 研究費の管理・執行等に関するモニタリングの実施
- (5) その他研究活動に係る不正行為等に関すること

(不正行為等防止計画推進本部会議)

第4条 推進本部は、前条に掲げる事項を協議するため、不正行為等防止計画推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を置くことができる。

2 推進本部会議は、第2条に定める者で組織する。

3 推進本部会議に議長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部に関する庶務は、財務部財務課の協力を得て総務部企画課が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年2月3日から施行する。

2 不正行為等防止計画推進本部の設置について（平成19年10月9日学長裁定）は廃止する。